

派遣先所属 岩手県商工労働観光部経営支援課
氏名 帯部 貴嗣 (おびべ たかし)、勝又 麟太郎 (かつまた りんたろう)
派遣期間 平成31年4月1日～令和3年3月31日

1 派遣業務の内容、現況

派遣先の経営支援課は、中小企業振興施策の策定及び被災中小企業復旧・復興支援事業費補助金（以下、「グループ補助金」という。）を担当する「商業まちづくり担当」、中小企業者の金融支援を担当する「金融担当」、及び商店街の活性化を担当する「団体支援担当」の3つに分かれています。

今年度は、本県の派遣職員2名を含む7名の応援職員が商業まちづくり担当に所属し、グループ補助金に関する業務（表1）を担当しています。

また、派遣職員は直接担当していませんが、所属する商業まちづくり担当は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大幅に減少している、中小企業者及び個人事業主向けの支援などにも取り組んでいます。

表1 商業まちづくり担当の主な震災関連業務

グループ補助金に関する業務

中小企業被災資産復旧事業費補助金に関する業務

商業まちづくりの復興支援に関する業務

高度化スキーム貸付に関する業務

債権買取に関する業務

(1) グループ補助金に関する業務

東日本大震災の津波によって被害を受けた中小企業等がグループを組織し、震災前の状態に復旧するための経費に対して概ね4分の3を補助する制度です。グループが復興事業計画を作成し、地域経済・雇用に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、グループの構成員の中小企業者等に施設・設備の復旧・整備に対して国が2分の1、県が4分の1を補助します。

これまで25回の公募（令和2年8月末）を実施し、補助事業者にして約1,562者、915億円を交付決定してきました。運用開始当初に比べ申請件数は減少していますが、沿岸市町村の道路築造・土地造成工事の進捗に伴い、継続して交付申請があります。

グループ補助金は、原則として申請した年度内に完了する補助事業を対象としていますが、やむを得ない事情により完了しない事業者もいます。今年度末で復興・創生期間が終了するため、地域毎に担当者を割り振り、定期的に進捗確認を行うことで、遅延のないよう取り組んでいます。

また、補助事業で取得した財産を処分（譲渡、取壊し、廃棄、担保設定等）する場合には事前に県知事の承認が必要であり、その承認手続きも行っています。後継者不足で事業を廃止する事業者もあり、補助事業で取得した財産の管理や処分について丁寧な説明をしていく必要があります。

平成 29 年度から実施している交付事業者への訪問では、事業者が抱える経営上の課題の把握、その解決に向けた支援、復旧施設・設備の適正利用の確認等を実施しています。その際、新型コロナウイルス感染症の影響等についてもヒアリングを行い、担当内で情報を共有するようになっています。

グループ補助金は、被災した中小企業者等の施設・設備の復旧・整備が補助金の目的に資するか判断を行い、公費を適正に執行する必要がありますが、震災復興を念頭に置き、補助金申請手続きが被災事業者の負担にならないよう業務に従事しています。

(2) 中小企業被災資産復旧事業費補助に関する業務

東日本大震災津波によって建物・設備が滅失した事業者に対して、岩手県と沿岸市町村が復旧費用の 2 分の 1（県：4 分の 1、沿岸市町村：4 分の 1）を補助する制度です（上限 2,000 万円）。

グループ補助金と異なる点として、グループを組織せず単独で申請する補助金であること、補助金額に上限があること、既に復旧した施設・設備も遡及で補助対象となることなどが挙げられます。

交付決定数は、令和元年度までに約 440 者となっています。申請のピークであった平成 24 年度の 191 件に比べ、現在の申請件数は落ち着いていますが、土地の嵩上げ工事が完了した地域を中心に、平成 26 年度以降毎年 28 件前後の申請が続いています。補助金額に上限はありませんが、グループ補助金では補助対象にできない資産についても補助対象になる場合があるので、現在も一定数の申請があります。

この業務では、事業者と直接のやり取りはなく、沿岸市町村から提出される申請書類を審査し、補助金額の確定や交付決定を行います。担当者は、個々の事業者について細かく審査するだけでなく、事業者間、市町村間の公平性を保つため、市町村担当者との間で補助要件や補助対象資産の認識を合わせることを意識して業務にあたっています。

復興・創生期間が最終年度となり、本補助制度も終盤を迎えています。各市町村に対しては、申請を希望する事業者の申請漏れがないよう、周知を依頼しています。

2 被災地の復旧・復興の状況

震災からまもなく10年が経過しますが、被災地の道路・鉄道の整備、商店街の復旧など復興が進んでいる地域が目立ってきました。盛岡市と宮古市を結ぶ国道106号（宮古盛岡横断道路）の整備が進み、令和2年度末には「復興支援道路」として全線開通が予定されているなど、内陸部から沿岸地域へのアクセスが向上しつつあります。また、沿岸地域においても、令和2年度中に南の陸前高田市から北の洋野町までの「復興道路」の全線開通が予定されており、東西・南北間で人や物の移動が更に活発になることが期待されています。

一方で、未だに仮設店舗での営業を余儀なくされている事業者の方も一定数いらっしゃいます。今年度で復興・創生期間は最終年度となりますが、補助金等の需要はまだ残っていると感じます。

また、復旧が軌道に乗り始めた事業者も新型コロナウイルスにより客足の減少などの影響を受けているようです。被災事業者の「復旧」を支援するのはもちろんですが、被災地域の「復興」のためには、これからも経営支援を継続していく必要があると感じています。



東日本大震災津波伝承館（陸前高田市）に展示されている、被災した消防車



釜石祈りのパーク（東日本大震災慰霊碑）
黒いモニュメントは津波浸水高と同じ高さ

3 被災地へ派遣となって感じたこと

震災後に被災地に足を運んだことがなかったため、現地を訪問して復興の現場を見ることや、事業者の方から被災時の話を直接聞けることがとてもよい経験になっています。令和元年9月には、陸前高田市に「東日本大震災津波伝承館 いわてTSUNAMIメモリアル」が開館しました。家族や友人が岩手県に来た際には必ず案内する場所で、三陸沿岸の津波の歴史や東日本大震災津波の教訓を、映像や実物の資料などを通じてわかりやすく学べます。他にも、各地の震災遺構や伝承館を訪問し、東日本大震災の被害がいかに甚大であったかを再認識しています。

今年度は、2名とも昨年度から引き続いての派遣となっています。派遣期間が2年目となると、沿岸地域に出張した際に「ここに建物が建った」「ここはまだ工事をしている」など街の復興の様子を間近で実感できます。また、被災事業者の方から、「おかげさまで復旧できました。」という感謝の気持ちをいただいた時には、微力ながらも復旧の役に立てたのではないかと達成感とやりがいを感じることができました。震災からまもなく10年が経過しますが、震災時の記憶や復興の様子を風化させることなく、伝承していくことが大切だと思いました。